

製品安全データシート

製造者情報

会社：柳瀬株式会社
住所：兵庫県丹波市山南町谷川1385番地
電話番号：0795(77)2151 FAX番号：0795(77)2535
作成(改訂)：平成28年11月7日 整理番号：MSDS-X006

製品番号 YHK-51

危険有害性の要約

GHS分類

健康に対する有害性

- ・特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分3(気道刺激性)
 - ・特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分1(肺)
- 上記で記載がない危険有害性は、分類対象外か分類できない。

GHSラベル要素

絵表示



注意喚起語

- ・危険

危険有害性情報

- ・呼吸器への刺激のおそれ
- ・長期にわたる、又は反復ばく露による肺の障害

注意書き

安全対策

- ・ガスの吸入を避けること。
- ・ミスト、蒸気、スプレーの吸入を避けること。
- ・粉じん、ヒュームの吸入を避けること。
- ・取扱い後はよく手を洗うこと。
- ・この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
- ・屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。

救急措置

- ・吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- ・気分が悪いときは、医師の手当て、診断を受けること。

保管

- ・施錠して保管すること。

廃棄

- ・内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

組成及び成分情報

単一製品・混合物の区別 混合物

成分	濃度又は濃度範囲	化学特性	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法	安衛法	
無機化合物	45~50%	非公開	既存	—	非公開
有機酸	5~10%	非公開	既存	—	非公開
界面活性剤	1~5%	非公開	既存	—	非公開
イオン交換水	残部	H ₂ O	対象外	—	7732-18-5

分類に寄与する不純物

- ・情報なし

及び安定化添加物

労働安全衛生法

- ・名称等を通知すべき危険物 トリエタノールアミン(政令番号:381)(0.5%)
及び有害物(法第57条の2、
施行令第18条の2別表第9)

酸化アルミニウム(政令番号:189)(48%)

応急措置

吸入した場合

- ・新鮮な空気のある場所に移し、安静にさせる。

皮膚に付着した場合

- ・水または温水で洗い流した後、石鹸を使い洗い落とす。

目に入った場合

- ・擦らず瞼を開いて清浄な水で洗い流す。痛みや残留物があるときは速やかに医師の手当てを受ける。コンタクトレンズを使用している場合は、固着していない限り、取り除いて擦らずに洗い流す。

飲み込んだ場合

- ・水で口の中を洗浄し、多量の牛乳、卵白などを飲ませた後吐き出させ、速やかに医師の手当てを受ける。

火災時の措置

消火剤

- ・水、泡沫、粉末、炭酸ガスなど

特有の消火方法

- ・火元への燃焼源を絶ち、粉末消火剤や泡消火剤など風上から消火する。
- ・直接の注水は飛沫する恐れがあるので注意する。
- ・移動可能な容器は安全な場所に移す。
- ・防災活動に無関係な者は、風上の安全な場所に避難させる。

漏出時の措置

人体に対する注意事項、

- ・作業の際には必ず保護具（保護フェイス、保護手袋、保護衣等）を着用する。

保護具および緊急措置

環境に対する注意事項

- ・河川や湖沼等へ排出されないように注意する。

回収・中和

- ・ウエス等で拭き取り、プラスチック容器に回収する。
- ・大量の場合、ロープ等を張り立入禁止とする。
- ・河川や湖沼等へ排出されないように注意し、保護具を着用し回収する。

取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策

- ・本品自身は自然発火性を有しないが、マグネシウムやアルミニウムを研磨した場合の研磨屑（バフ滓）は水と反応して水素を発生し、空気と混合して発火することがある。

局所排気・全体換気

- ・研磨作業で生じる粉塵を吸入または目に入れたりしないため、研磨作業場は排気装置を設け、防塵マスクや保護眼鏡を着用して研磨を行う。作業後はうがい、手洗いなどを行う。

安全取扱注意事項

- ・強酸性物質、強アルカリ性物質との接触や混合は避ける。

接触回避

- ・『安定性及び反応性』を参照。

保管

保管条件

- ・直射日光の当たらない、水のかからない冷暗所に保管する。

容器包装材料

- ・弊社より供給した容器を使用。

暴露防止及び保護措置

管理濃度、許容濃度

	管理濃度（厚生労働省）	許容濃度（産衛学会）	許容濃度 ACGIH
酸化アルミニウム	未設定	【粉塵許容濃度】(第1種粉塵) 吸入性粉塵 0.5mg/m ³ 総粉塵 2mg/m ³	未設定
トリエタノールアミン	未設定	未設定	TWA 5mg/m ³ STEL-

設備対策

- ・研磨作業により粉塵が生じるため、研磨作業場には集塵装置が必要である。
- ・作業所の近くに、洗眼や身体洗浄設備を設けることが望ましい。

保護具

呼吸器の保護具	・防塵マスク等
手の保護具	・保護手袋等
眼の保護具	・保護眼鏡等
皮膚及び身体の保護具	・安全靴等

物理的及び化学的性質

外観

物理的状态	・固体
形状	・ペースト
色	・白色
臭い	・無臭
臭いの閾値	・データなし
pH	・中性
融点/凝固点	・データなし
沸点、初留点及び 沸騰範囲	・データなし
引火点	・引火せず
蒸発速度	・データなし
燃焼性(固体、ガス)	・データなし
燃焼又は爆発範囲	
上限	・データなし
下限	・データなし
蒸気圧	・データなし
蒸気密度	・データなし
比重(密度)	・1.5 (20°C)
溶解度	・水と任意に溶解・懸濁する
オクタノール/水分配係数	・データなし
分解温度	・データなし
粘度(粘性率)	・データなし
動粘性率	・データなし

安定性及び反応性

反応性	・情報なし
化学的安定性	・温室で安定である。
危険有害反応可能性	・水との反応性はない。
避けるべき条件	・高温に加熱しない。
混触危険物質	・強酸性物質、強アルカリ性物質
危険有害な分解生成物	・情報なし

有害性情報

急性毒性	・データなし
皮膚腐食性及び皮膚刺激性	・データなし
眼に対する重篤な損傷性 又は眼刺激性	・データなし
呼吸器感作性又は皮膚感 作性	・データなし
生殖細胞変異原性	・データなし
発がん性	・データなし
生殖毒性	・データなし

特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	・データなし
特定標的臓器毒性 (反復ばく露)	・データなし
吸引性呼吸器有害性	・データなし
酸化アルミニウムとして	
急性毒性：経口	・区分外
急性毒性：経皮	・データがなく分類できない。
急性毒性：吸入（気体）	・GHS 定義における固体
急性毒性：吸入（蒸気）	・データがなく分類できない。
急性毒性：吸入（粉じん）	・データがなく分類できない。
急性毒性：吸入（ミスト）	・データがなく分類できない。
皮膚腐食性及び皮膚刺激性	・データがなく分類できない。
眼に対する重篤な損傷性 又は眼刺激性	・データがなく分類できない。
呼吸器感作性又は皮膚感作性	・データがなく分類できない。
生殖細胞変異原性	・データがなく分類できない。
発ガン性	・区分外
生殖毒性	・データがなく分類できない。
特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	・区分 3（気道刺激性）
特定標的臓器毒性 (反復ばく露)	・区分 1
吸引性呼吸器有害性	・データがなく分類できない。
トリエタノールアミンとして	
急性毒性：経口	・区分外
急性毒性：経皮	・区分外
急性毒性：吸入（気体）	・GHS 定義における液体
急性毒性：吸入（蒸気）	・データなし
急性毒性：吸入（粉じん）	・データなし
急性毒性：吸入（ミスト）	・データなし
皮膚腐食性及び皮膚刺激性	・区分 2
眼に対する重篤な損傷性 又は眼刺激性	・区分 2A
呼吸器感作性又は皮膚感作性	・区分 1
生殖細胞変異原性	・区分外
発ガン性	・区分外
生殖毒性	・区分外
特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	・区分 3（気道刺激性）
特定標的臓器毒性 (反復ばく露)	・区分外
吸引性呼吸器有害性	・データなし
環境影響情報	
水生環境有害性（急性）	・データなし
水生環境有害性（長期間）	・データなし
生態毒性	・情報なし
土壌中の移動性	・データなし
オゾン層への有害性	・データなし

酸化アルミニウムとして

- 水生環境有害性（急性） ・ データがなく、分類できない。
- 水生環境有害性（長期間） ・ データがなく、分類できない。

トリエタノールアミンとして

- 水生環境有害性（急性） ・ 区分外
- 水生環境有害性（長期間） ・ 区分外

廃棄上の注意

この製品自体を廃棄しようとする、水質汚濁防止法の排水基準（生活環境項目）に許容濃度を定めており、廃棄物の処理および清掃に関する法律の産業廃棄物に相当し、これらの関係法令を遵守する必要がある。

- 残余廃棄物
 - 大量の場合：処理を外部に委託する。産業廃棄物のマニフェストを交付する必要あり。
 - 少量の場合：焼却または産業廃棄物業者に委託する。
- 汚染容器及び包装
 - 空容器は焼却または産業廃棄物業者に委託して処分する。

輸送上の注意

国際規制

- 海上規制情報 ・ 該当しない
- 海洋汚染物質 ・ 該当しない
- MARPOL 73/78 付属書 II 及び IBC コードによるばら積み輸送される液体物質 ・ 該当しない
- 航空規制情報 ・ 該当しない

国内規制

- 陸上規制情報 ・ 労働法に定められている運送方法に従う。
- 海上規制情報 ・ 該当しない
- 海洋汚染物質 ・ 非該当
- MARPOL 73/78 付属書 II 及び IBC コードによるばら積み輸送される液体物質 ・ 非該当
- 航空規制情報 ・ 該当しない

特別安全対策

- ・ 運搬に際して、水漏れ湿気に注意し、容器からの漏れのないことを確かめ、転倒、落下、破損のないように積み込み、荷崩れの防止を確実にを行う。

緊急時応急措置指針番号

- ・ なし

適用法令

- 労働安全衛生法 ・ 名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第 57 条の 2、施行令第 18 条の 2 別表第 9）
- 外国為替及び外国貿易法 ・ 輸出貿易管理令別表第 1 の 16 の項（2）
- 船舶安全法（危規制） ・ 該当しない
- 航空法 ・ 該当しない
- 化学物質排出把握管理促進法（PRTR 法） ・ 該当しない
- 毒物及び劇物取締法 ・ 該当しない
- 消防法 ・ 該当しない
- 水質汚濁防止法 ・ 該当する
- 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律 ・ 該当しない
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・ 産業廃棄物

その他の情報

- ・本データシートは、化学製品の工業的な一般的な取り扱いに際しての安全な取り扱いについて最新の情報を集めたものであるが万全ではありません。
- ・新たに情報を入手した場合は追加または訂正されることがあります。
- ・化学製品の他の化学物質を混合したり、特殊な条件で使用するときは別途、安全性の評価を実施願います。
- ・本データシートは保証値ではありません。